

令和3年1月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 1228 第 1 号」により、下記項目につき一部改正が通知され、令和3年1月1日より適用されることになりましたので、ご案内申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

***** 記 *****

■新規保険収載項目

検査項目名	実施料	判断料	点数区分	備考
BRCA1/2 遺伝子検査	20,200 点	遺伝 100 点	「D006-18」 BRCA1/2 遺伝子検査の 「1」腫瘍細胞を 検体とするもの または 「2」血液を検 体とするもの	<p>D004-2 悪性腫瘍組織検査 卵巣癌又は前立腺癌において、「1」の「口」 処理が複雑なものうち、(4)のウに規定する 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査と区 分番号「D006-18」BRCA1/2遺伝 子検査の「1」腫瘍細胞を検体とするものを併 せて行った場合には、主たるもののみ算定す る。</p> <p>D006-18 BRCA1/2遺伝子検査 (1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについ ては、初発の進行卵巣癌患者又は転移性去勢 抵抗性前立腺癌患者の腫瘍細胞を検体と し、次世代シーケンシングにより、抗悪性 腫瘍剤による治療法の選択を目的として、 BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子 の変異の評価を行った場合に限り算定す る。</p> <p>(2) 「2」血液を検体とするものについては、 転移性若しくは再発乳癌患者、初発の進行 卵巣癌患者、治癒切除不能な膵癌患者、転 移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は遺伝性 乳癌卵巣癌症候群が疑われる乳癌若しく は卵巣癌患者の血液を検体とし、PCR法 等により、抗悪性腫瘍剤による治療法の選 択又は遺伝性乳癌卵巣癌症候群の診断を 目的として、BRCA1遺伝子及びBRC A2遺伝子の変異の評価を行った場合に 限り算定する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについ て、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、 抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的 として検査を実施する場合には、化学療法 の経験を5年以上有する常勤医師又は泌 尿器科について専門の知識及び5年以上 の経験を有する常勤医師が1名以上配置 されている保険医療機関で実施すること。</u></p>

裏面につづく

21-0150

				<p>(5) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</u></p> <p>(6) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについて、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に検査を実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u></p> <p>(7) 「2」血液を検体とするものについて、<u>治癒切除不能な膵癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は膵腫瘍に関して専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。</u></p> <p>(8) 「2」血液を検体とするものについて、<u>転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、化学療法の経験を5年以上有する常勤医師又は泌尿器科について専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師が1名以上配置されている保険医療機関で実施すること。</u></p> <p>(9) 「2」血液を検体とするものについて、<u>治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として検査を実施する場合には、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険医療機関において必要なカウンセリングを実施できる体制が整備されている場合は、この限りではない。</u></p> <p>(10) 「2」血液を検体とするものについて、<u>治癒切除不能な膵癌患者又は転移性去勢抵抗性前立腺癌患者に対して抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的に実施する場合には、「注」に定める施設基準の規定は適用しない。</u></p>
--	--	--	--	--

以上